

令和元年度の国民健康保険税について

にかほ市の国民健康保険税額は下記のとおり算出されます

| 所得割の税率と均等割額 | 医療分 (0歳～74歳) | | | 支援金分 (0歳～74歳) | | | 介護分 (40歳～64歳) | | | | | |
|-------------|----------------------------|--|--|------------------|--|--|------------------|--|--|---------|--|--|
| | (課税の基礎) | | | | | | | | | | | |
| 所得割 | (加入者一人につき) 前年総所得-33万円まで | | | 6.9% | | | 2.7% | | | 2.1% | | |
| 均等割 | 加入者1人につき | | | 34,500円 | | | 13,100円 | | | 13,300円 | | |
| 課税限度額 | | | | 61万円 | | | 19万円 | | | 16万円 | | |

支援金分とは

0～74歳までのすべての人で、後期高齢者医療制度を支援する保険税です。

介護分とは

40～64歳までのすべての人で、介護保険制度を支える保険税です。

※65歳以上の人は、国保税とは別に、介護保険料として納めていただきます。

○年度内に75歳になる人の保険料と65歳になる人の介護分の保険料は、あらかじめ誕生日の前の月までの分として計算しています。

○40歳に達する方は、後日介護納付金分が月割りで賦課されます。

○今月中に国保加入状態に異動がある世帯や、転入・未申告等により所得把握に時間を要している世帯は、翌月以降に改めて通知をお届けする場合があります。(未申告の方は、お早めに申告願います。)

～ 国民健康保険税の計算例 ～

(例) 国保加入者3人の場合

世帯主(68歳) 年金収入 1,600,000円
 妻(63歳) 年金収入 800,000円
 長男(42歳) 給与収入 1,500,000円



昨年1年間(1/1～12/31)の収入です。

所得割額課税基礎額の算出

課税基礎額とは「所得額」から「基礎控除額」を引いた金額をいいます。

| 世帯員 | (収入額) | (控除額) | (所得額) | (基礎控除額 ^{※3}) | (課税基礎額) | この世帯の課税基礎額の合計 590,000円 |
|-----|-----------|--------------------------------------|-----------|------------------------|------------|----------------------------------|
| 世帯主 | 1,600,000 | - 1,200,000 (年金控除 ^{※1}) | = 400,000 | - 330,000 | = 70,000円 | |
| 妻 | 800,000 | - 700,000 (年金控除 ^{※1}) | = 100,000 | - 100,000 | = 0円 | |
| 長男 | 1,500,000 | - 650,000 (給与所得控除 ^{※2}) | = 850,000 | - 330,000 | = 520,000円 | |

※1)「年金控除」は65歳未満と65歳以上の人とは異なり、年金額によっても異なります。

※2)「給与所得控除」は給与収入額によって異なります。

※3)「基礎控除額」は33万円を上限として所得額から控除されます。

この合計額に、税率をかけて所得割額を算出します。



均等割額軽減判定

世帯の所得の合計額から均等割額を軽減できるか判定を行います。(※手続きは不要です。)

| 世帯員 | ※4 | ※5 |
|-----|------------------------------|------------------------------------|
| 世帯主 | 400,000 - 150,000 = 250,000円 | この世帯の軽減判定額の合計 1,200,000円 |
| 妻 | 100,000円 | |
| 長男 | 850,000円 | |

※4) 65歳以上の年金受給者は、条例により15万円控除されます。

※5) 4/1現在の被保険者全員の所得(国保に加入していない世帯主も含む)で判定します。

この合計額が、基準を超えていなければ、均等割額が軽減されます。



120万円 > 33万.....基準を超えているので、7割軽減できません。

120万円 > 117円(33万+28万円×3人).....基準を超えているので、5割軽減できません。

120万円 ≤ 186万(33万+51万×3人).....基準以下なので、**2割軽減対象です。**

※軽減の基準が改正されました。詳細は、納税通知書の裏面に記載されております。

※5・6) 特定の条件により国保から後期高齢者医療保険に移行した方も判定に含む場合があります。

※本記載内容は、標準的な一例です。世帯状況等によって異なる場合もあります。